

## 排出量取引の会計処理の検討について

### 1. 経緯

ASBJ では、京都議定書で定められた京都メカニズムにおける排出クレジットの会計処理を明確にする必要性があるとの指摘を受けたことから、「排出権取引専門委員会」を設置し検討を行った結果、平成 16 年 11 月に、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を公表した<sup>1</sup>。

平成 20 年 10 月 21 日、地球温暖化対策推進本部により「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始することが決定され、試行的実施の仕組みの 1 つとして「試行排出量取引スキーム」が導入された。「試行排出量取引スキーム」においては、事前に交付される排出総量目標に相当する排出枠又は事後的に交付される超過達成分に相当する排出枠について、売買することができる。

実務対応報告第 15 号は京都メカニズムにおける排出クレジットを対象としており、排出枠取引については定められていないため、排出枠取引の会計処理方法について早急に検討すべきとの要望が関係省庁から寄せられている。

このため、「排出権取引専門委員会」において、試行排出量取引スキームにおける排出枠取引の会計処理について対応するために、実務対応報告第 15 号の改正を図るべく検討を行うこととしてはどうか。

### 2. 作業計画案

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・ 平成 21 年 1 月    | 排出権取引専門委員会での審議開始 |
| ・ 平成 21 年 3~4 月頃 | 改正実務対応報告の公開草案の公表 |

以 上

---

<sup>1</sup> 企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計処理」や企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表したこと等に伴い、平成 18 年 7 月に所要の改正を行っている。